

介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業)が始まります!



介護保険法の改正により、高齢者の皆さんの介護予防と日常生活の自立を支援する「総合事業」が創設され、多様なニーズに応じたサービスを提供できるようになりました。
市では、10月から「総合事業」を開始します。
今回は、その「総合事業」の仕組みについてお知らせします。

【介護予防・日常生活総合支援事業(以下、総合事業)開始の背景】

団塊の世代が75歳以上になる平成37年(2025年)にかけて、一人暮らしや認知症の高齢者、高齢者夫婦のみの世帯が増加していくことが予想されます。

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けるためには、介護保険や行政サービスに加え、ボランティアによる支援や地域の支え合いなど、**地域全体で高齢者を支えていくことが必要**です。

また、高齢者自身も、自分なりの社会での「役割」や「生きがい」を持つなど、**介護予防に努めることが大切**です。

【総合事業とは?】

総合事業は、65歳以上の全ての人を対象とした、市町村が実施する介護予防事業です。介護保険の認定を受けていなくても一人一人の生活に合わせた介護予防事業を利用できるようにします。

西海市では、現在の要支援1・2の人が利用している介護予防給付のうち、**介護予防訪問介護(ホームヘルプ)および介護予防通所介護(デイサービス)**の二つを10月から総合事業へ移行します。

その他のサービスについては順次取組んでいきます。

【サービスの内容】

・介護予防訪問介護(ホームヘルプ)
↓訪問型サービス(現行の訪問介護相当のサービス)

・介護予防通所介護(デイサービス)
↓通所型サービス(現行の通所介護相当のサービス)

※移行後も介護予防給付と同様のサービス内容・利用料となります

【総合事業の対象となる人】

総合事業の対象となる人は、次のとおりです。
・現在、要支援認定を受けていて、介護予防サービスのうち、介護予防訪問介護・介護予防通所介護のみを利用している人

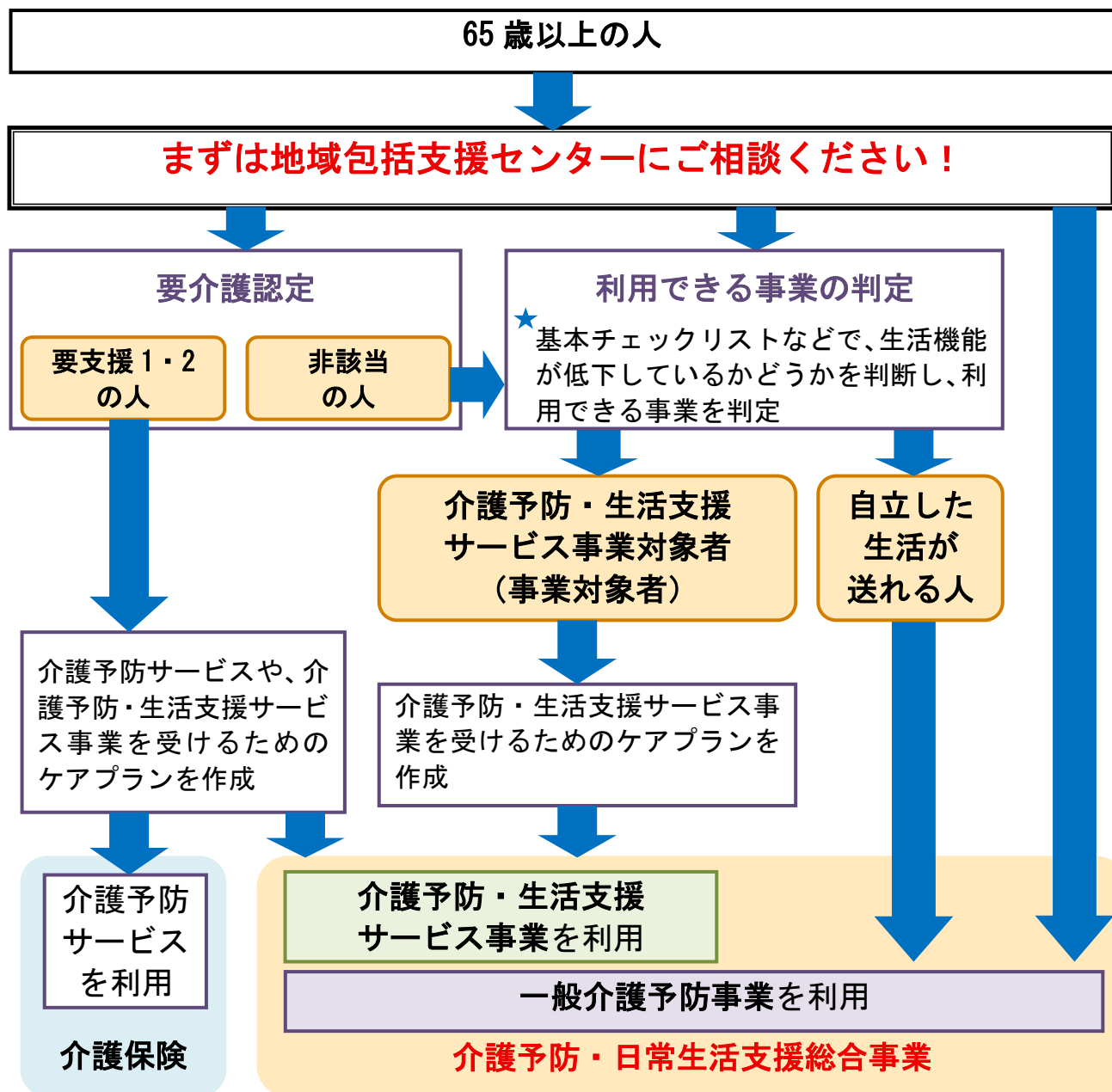
↓介護保険認定が有効期間中の方は、引き続きサービスが利用できます。10月以降に更新となる方は、担当ケアマネジャーとご相談・確認をしてください。

・今後、初めて訪問型・通所型サービスの利用を希望する人

↓新たに総合事業の利用を希望する人は、最初にチェックリストの実施や申請手続きが必要となります。

西海市地域包括支援センターへお電話下さい。

総合事業の利用の流れ



【問い合わせ先】

日常生活で困ったことがあったときは、地域包括支援センターにご相談下さい。

心身や日常生活の状況を確認し、その状況によって、サービスや支援を受けたり、地域の介護予防事業などに参加したりすることができます。

西海市地域包括支援センター

〒857-2301

長崎県西海市大瀬戸町

瀬戸板浦郷 1128 番地 14

電話 0959-37-0245

FAX 0959-22-0730